

大和市告示第128号

大和市介護ロボット導入事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年5月31日

大和市長 大 木 哲

大和市介護ロボット導入事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市介護ロボット導入事業費補助金交付要綱（平成28年大和市告示第199号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「見守り又は入浴支援」を「見守り・コミュニケーション、入浴支援又は介護業務支援」に改め、同項第2号イ中「ロボット介護機器開発・導入促進事業」の次に「又はロボット介護機器開発・標準化事業」を加える。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。